

第64号議案

府中市立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市立住吉保育所の位置変更に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市立保育所条例の一部を改正する条例

府中市立保育所条例（昭和39年4月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「府中市住吉町2丁目30番地の17」を「府中市住吉町2丁目30番地の47」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（延長保育）

第10条 延長保育（保育を行う時間以外の時間に行う特別保育事業をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、保育所における保育を受けている児童で、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める者は、この限りでない。

- (1) 満1歳以上であること。
- (2) 保護者の労働、疾病その他の事由により、延長保育が必要であること。
- (3) 健康に支障がないこと。

2 延長保育の実施時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午後6時から午後7時まで（市長が定める保育所にあつては午後6時から午後8時まで）
- (2) 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで（以下「標準時間内延長保育時間」という。）

3 延長保育を受けようとする児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

4 延長保育を受けた児童の保護者は、当該延長保育を受けた月の翌月末日までに、当該延長保育に係る延長保育料を納入しなければならない。

5 延長保育料の額は、別表に定めるとおりとする。

6 前2条の規定は、延長保育料について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、規則で定

める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第10条）

延長保育料の額

区分	3歳未満の児童		3歳以上の児童	
	月単位利用	時間単位利用	月単位利用	時間単位利用
午後6時から午後7時まで	3,500円	500円	3,000円	400円
午後6時から午後8時まで	9,600円	1,200円	7,200円	900円
午後7時から午後8時まで		700円		500円
標準時間内延長保育時間		30分につき250円		30分につき200円

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 3歳未満の児童 満1歳以上の児童のうち、延長保育が開始された日の属する年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において満3歳未満の児童をいう。
 - 3歳以上の児童 基準日において満3歳以上の児童をいう。
- 標準時間内延長保育時間における利用時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分に切り上げる。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は、同年1月4日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の第10条の規定による延長保育の実施に関し必要な手続は、令和2年4月1日前においても行うことができる。